

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	大通バスセンターエスカレーター（1階・地下1階）保守業務
発 注 課	まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課
選 定 事 業 者	三菱電機ビルソリューションズ(株)北海道支社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、不特定多数の市民が利用する当該昇降機の機能を良好に維持するとともに安全・安心な昇降機の稼働を確保するため、定期的な保守点検を行うとともに、万が一の故障の際の緊急対応を行うものである。</p> <p>保守にあたっては、当初の設計仕様に基づく点検を行い、昇降機性能を確保するとともに、故障時の原因究明及び部品交換等による迅速かつ確実な機能回復が必要である。</p> <p>当該昇降機は、三菱電機株式会社が設計・製作および据付を行ったものであり、上記業者でなければ、保守点検に必要な技術情報や専用部品等の提供が円滑に受けられず、故障等の発生時の迅速な復旧に支障をきたすほか、製造者との責任の所在が不明確となる。</p> <p>以上のとおり、本件業務を確実に履行できるのは当該事業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから随意契約とする。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和5年2月20日